

# 競技会・ランニングイベントの地域ルールについて ～平成 25 年 9 月 1 日から「地域ルール」が始まります～

近年、皇居を周回する土日祝日開催の競技会やランニングイベント、ウォーキング（以下「競技会等」という）が増加しております。そこで行政と利用者の方方で構成する「公共空間活用検討会（皇居周辺地域委員会）」では、安全で快適に利用できる仕組みを検討した結果、競技会等の一定抑制と安全性の確保を目的とした競技会等の「地域ルール」を策定しました。

## ◎地域ルールの内容

土日祝日に皇居を周回する競技会等（20 名以上の団体）は、平成 25 年 9 月 1 日以降開催する場合、以下の条件で行ないます。



★ 交通整理員の配置地点

・狭い区間であるため、交通整理員による一列通行を徹底させること。

竹橋前 平川門前 大手濠緑地広場（和気清麻呂像広場） 大手門前 二重橋前 桜田門前

千鳥ヶ淵前 乾門前 半蔵門前 三宅坂

・狭い区間であるため、交通整理員による一列通行を徹底すること。

・横断歩道付近(10箇所)に、交通整理員を配置し、他の通行の支障にならないようにすること。

・主催者は、参加者に以下のルールの周知を徹底すること。  
「周回は反時計回り」  
「狭い区間では、追越し禁止」  
「思いやりの心を持って行動すること」

・集合、スタート・ゴール地点は、桜田門前広場（管理者：皇居外苑管理事務所）に限定します。  
・桜田門前広場の許可基準で、集合できる人数の上限は、利用団体が複数の場合、午前(8:30～12:00)・午後(12:00～17:00)各 700 名です。ただし一団体の場合は 1,000 名を限度とします。また午前・午後を跨る利用はできません。  
・ウェーブスタートを実施すること。  
(1 回のスタート人数を最大 100 名までとし、スタートの間隔を 5 分以上空けること)  
・観桜期(毎年 3/15～4/15)をはじめとする混雑期等の競技会等は開催を自粛します。

## ○地域ルール of Q&A

### Q1. なぜ地域ルールができたのか？

A1. 皇居周辺でランナーやウォーカー、自転車利用者の増加により、歩道でのトラブルが多発しております。特に混み合う歩道での競走行為や大人数の団体利用行為は、他の歩行者との接触の危険を伴います。

そこで、学識経験者、行政、そして皇居周辺利用者で構成した「皇居周辺地域委員会」で、対策を検討した結果、行政が一方的に利用を規制するのではなく、まずは利用者が自主的に取り組む地域ルールをつくり、守ることで、皇居周辺の共存利用が図れると考えました。そのひとつの施策として、今回の地域ルールができました。

### Q2. 地域ルールはいつ開催の競技会等から対象になるのか？

A2. 地域ルールは、平成 25 年 9 月 1 日以降に開催する競技会等が対象になります。

### Q3. 何人以上のイベントから対象になるのか？ 散策は対象なのか？

A3. 道路使用許可申請の対象となる 20 人以上で集まる競技会、ランニングイベント、ウォーキングが対象となります。

なお、スポーツとして実施しない散策は、今回の対象にはなりません。

ただし、散策や 20 人未満のランニングイベントは、地域ルールの対象ではありませんが、「皇居周辺歩道利用マナー」を守って他の通行支障にならないようにお願いします。

(歩行者優先、反時計回り、無理な追い越し禁止、タイムよりゆとり、思いやりの心で)

### Q4. 桜田門前広場を利用するにはどうすればいいのか？

A4. ①環境省皇居外苑管理事務所で広場利用許可申請を行います。

※利用申請書の受付開始は、利用月の 2 ヶ月前の 1 日の 8 時 30 分から先着順となります。

(なお受付開始は、9 月より、6 か月前からに変更になります。)

②広場利用申請許可後に丸の内警察署交通課で道路使用許可申請を行います。

### Q5. 地域ルールを違反した場合の罰則はあるのか？

A5. 地域ルールは自主的なルールなので罰則はありません。しかし今後地域ルールに則した利用許可条件に違反した場合は、各管理者(皇居外苑管理事務所・丸の内警察署など)からの注意・指導等があります。

あくまでも利用者の自主的なルールですので、利用者の皆さまが理解して、お互いに気遣いしあいながら、今後も安全に皇居周辺を利用してもらいたいと考えております。

皆さまのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

#### 《お問い合わせ先》

##### ・地域ルールについて

千代田区役所 景観・都市計画課

TEL 03-5211-3639

##### ・桜田門前広場使用申請について

環境省 皇居外苑管理事務所

TEL 03-3213-0095

##### ・道路使用申請について(桜田門前広場を拠点にする場合)

警視庁丸の内警察署 交通課 交通規制係

TEL 03-3213-0110